

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県 天草市長

## 公表日

令和7年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法の規定に基づき対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当受給世帯の資格確認のため、住民情報、所得情報及び年金情報の確認等
③システムの名称	1. 児童扶養手当システム 2. MICJET番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童扶養手当受給者台帳ファイル (2)児童扶養手当児童台帳ファイル (3)児童扶養手当配偶者・扶養義務者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表56の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童扶養手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリも含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  十分に行っている  特に力を入れて行っている  
 十分に行っている  十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 9) 従業者に対する教育・啓発 ]	
	<p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li><li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li><li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li><li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li><li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li><li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li><li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li><li>9) 従業者に対する教育・啓発</li></ul>	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 特に力を入れている</li><li>2) 十分である</li><li>3) 課題が残されている</li></ul>
判断の根拠	本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	②所属長	子育て支援課長 明石 弘之	子育て支援課長	事後	一部変更
平成29年7月25日	連絡先	健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-23-1111 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部 子育て支援課 〒863-0043 熊本県天草市亀場町亀川1886番地2 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	I 連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二第57項	番号法第19条7号、【情報照会の根拠】別表第二第57項、【情報提供の根拠】なし	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 大脇 恵子	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 子育て支援課 〒863-0043 熊本県天草市亀場町亀川1886番地2 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部 子育て支援課 〒863-8631 熊本県天草市東浜町8番1号 TEL:0969-27-5400 mail:kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	IVリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	I 連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、【情報照会の根拠】別表第二第57項、【情報提供の根拠】なし	番号法第19条7号 【情報照会の根拠】別表第二第57項 【情報提供の根拠】別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	事後	一部変更
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	一部変更
令和2年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	一部変更
令和3年11月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号 【情報照会の根拠】別表第二第57項 【情報提供の根拠】別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	番号法第19条8号 【情報照会の根拠】別表第二第57項 【情報提供の根拠】別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	I 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一第37項	番号法第9条第1項及び別表56の項	事後	法令等改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条8号 【情報照会の根拠】別表第二第57項 【情報提供の根拠】別表第二第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第106項、第116項	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	法令等改正のため
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力</li> <li>特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管</li> <li>個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄</li> </ul>	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	IVリスク対策 12. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	IVリスク対策 13. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。	事後	様式変更のため
令和7年8月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	1)1,000人未満(任意実施)	2)1,000人以上1万人未満	事後	一部変更
令和7年8月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	一部変更
令和7年8月19日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	一部変更
令和7年8月19日	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	一部変更